



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.1
事例1

疑義照会・処方医への情報提供

一般用医薬品との重複



事例

【事例の詳細】

80歳代の女性患者に、整形外科からメチコバル錠500 μ g 1回1錠1日2回朝夕食後を含む複数の薬剤が30日分処方された。患者に一般用医薬品などの服用について確認したところ、関節痛を緩和するためにリョウシンJV錠を購入し服用していることがわかった。リョウシンJV錠は1日最大服用量3錠中にシアノコバラミンを1500 μ g含有している。シアノコバラミンはメチコバル錠の有効成分であるメコバラミンと同じビタミンB₁₂であることから、念のため処方医に疑義照会を行った。その結果、メチコバル錠500 μ gは削除し、リョウシンJV錠を継続するよう回答があり、患者に説明した。

【推定される要因】

患者は、処方医に一般用医薬品を服用していることを伝えていなかった。

【薬局での取り組み】

一般用医薬品の服用の有無などの情報を、定期的に患者に確認する。日頃から、患者が話しやすい関係性を築いておく。



その他の情報

販売名	メチコバル錠250 μ g/500 μ g	リョウシンJV錠
医薬品分類	医療用医薬品	一般用医薬品（第3類医薬品）
有効成分	1錠中 メコバラミン（ビタミンB ₁₂ ） 250 μ g/500 μ g	3錠（1日最大服用量）中に シアノコバラミン（ビタミンB ₁₂ ） 1,500 μ g 他
用法及び用量	通常、成人はメコバラミンとして 1日1,500 μ gを3回に分けて経口 投与する	成人（15歳以上）1回2～3錠 1日1回

（2023年12月11日現在）



事例のポイント

- 薬剤師が患者から要指導・一般用医薬品や健康食品、サプリメントの服用に関する情報を聴取し、処方された薬剤との重複や相互作用などの有無を確認することは重要である。
- 本事例は、患者が服用していた一般用医薬品と処方された薬剤の成分が重複していることに気づき、処方医に疑義照会を行った事例である。
- 水溶性ビタミンの過量服用により重篤な副作用が発現する可能性は低いが、処方された薬剤と同類のビタミンを含有する薬剤を患者がすでに服用していることは、医師が治療薬を選択するうえで有用な情報になり得る。
- 要指導・一般用医薬品や健康食品、サプリメントの服用に関する情報は、お薬手帳に記載されていることが少ないため、患者から直接聴取する必要がある。薬剤師が情報を収集する意義を患者に理解してもらい、服用している要指導・一般用医薬品や健康食品、サプリメントをお薬手帳に記載するよう指導することが望ましい。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。